

広報 吉田町

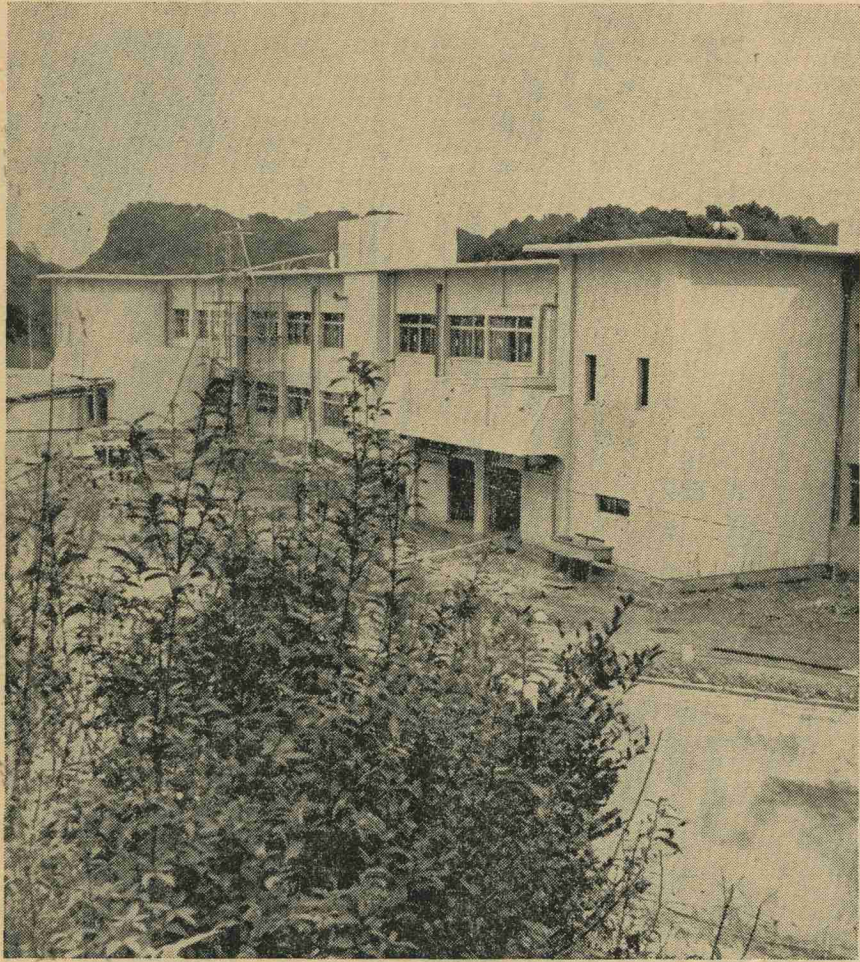
2月10日

第350号

毎月10日・25日
福水 岡巻 遠賀 郡 発行

四月に開校

環境はばつぐん——吉田小学校



町では、南部地域小・中学校適正配置計画の一環として、伊左座小学校に続いて吉田小学校を、吉田御輪地の山間に建設しています。これは、今年の四月に開校の予定で、総事業費

三億四千万円で建設されており、これが完成すれば、普通教室の他、図書室や視聴覚室など児童にとって必要な教室がすべて完備されることとなります。

1日1円の保険にあなたも加入を

交通災害共済

町は、不幸にして交通事故にあわれたかたの、急場の生活の窮状を救済することを目的とした、一日一円の保険、交通共済制度をつくり実施しています。

この制度は、住民の皆さんの相互扶助を基本にした共済制度です。お互いに助け合えるよう家族ぐるみの加入をおすすめします。

出資金 一世帯百円
掛金 一人年額三百六十円。中途加入のときは、五十一年九月三十日までの月数×三十円です。

対象となる事故 自動車・オートバイ・自転車・汽車・耕運機など乗物による人身事故(ただし、国内での事故に限る)

65歳以上は無料
加入には申請が必要

六十五歳以上のかたは、町が掛金を負担しますので、無料で加入することができます。しかし、加入には申請書が必要ですから、印鑑を持参し、役場住民相談室に申請ください。

本年一月六日以来元土木係長にかゝる不祥事件については、新聞、テレビで報道されており、町政をあづかる責任者として誠に申し訳なく深く反省すると共に管理監督不行届きの点につき、町民の皆さんに率直にお詫び申し上げ、今後の戒めとして次のとおり、人事の刷新を行い行政処分をいたしました。

一、人事の刷新

① 粛正 職員に公務員としての自覚を促がし、庁内の粛正を行う。

② マージャン メンバーを選び、派手にならぬよう自粛すること。

③ その他 競輪、競馬、競艇などにおいても、土曜の午後、日曜又は祭日

④ ゴルフ イ、土曜の午後、日曜又は祭日等の休日以外は自粛すること。

⑤ ロ、メンバーを選び、疑惑を受けるようなメンバーを組まないこと。

⑥ その他 競輪、競馬、競艇などにおいても、土曜の午後、日曜又は祭日

等であくまでレクリエーションの範囲ですること。

一、人事異動

三月定例議会を前にして、今直ちに言うことは混乱をまねき事務に支障を来たす恐れがあるので、最も適当な時期に行いたい。

二、行政処分

一月三十一日付で次のとおり、

行政処分を執行。

町長 減給 一〇〇分の三、六ヶ月

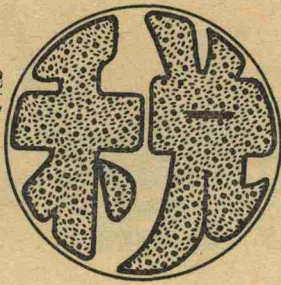
公職選挙法に抵触するので、条例を改正するまで専決で実施。

助役 謹責、減給一〇〇分の三ヶ月

収入役 謹責

建設課長 減給 一〇〇分の五ヶ月

人事課長 戒告



では？
手続きは
どのように

所得税の確定申告とは、一年間の所得とその税金を計算して申告し、納税する手続きです。従って商売をしているかたなどで、所得金額の合計額が所得控除の合計額より多いかたなど、一定要件にあってはまるかたは、確定申告をしなければなりません。しかし、確定申告をしなくてよいかたでも、次のようなかたは、税金が納めず

確定申告は

2月16日
～
3月15日

納めすぎのかたは

早目に申告を

確定申告をすれば

税金がもどる人

- 源泉徴収された利子、配当、原稿料などの収入が割合多くて、それらを含めた全体の所得があまり多くないかた。
- サラリーマンのかたで、雑損

昭和五十年分の所得税の確定申告と納税は、五十一年二月十六日から三月十五日までです。しかし、確定申告をしなくてよいかたでも源泉徴収された税金や、予定納税した税金が納めすぎになっているかたは、確定申告をして税金の還付を受けることができます。この還付を受けるための確定申告は、二月十六日以前でも受付けています。早く申告すれば税金の還付も早く受けられますので、なるべく早めに済ませてください。そこで、税金の還付を受けるための申告のしかたなどについて説明しましょう。

ぎになっていないかどうかを確かめて、納めすぎになっている場合には、できるだけ早めに確定申告をして税金の還付を受けてください。

控除、医療費控除、住宅取得控除などを受けることができるか

- 雑損控除 災害や盗難、横領にあって、住宅や家財に損害を受けた場合に、その損害額が所得の一〇割を越えているときは、その越えている部分の金額が所得金額から控除されます。
- 医療費控除 本人や家族のかたが病気になる、医療費を支払った場合に、支払った医療費が所得の五割か五万円のいずれか低い方の金額を越えているときは、その越えている部分の金額が所得金額から最高二百万円まで控除されます。
- 住宅取得控除 昭和五十年



住民税の申告と納税相談

町では、次の日程で住民税の納税相談を行います。申告書に必要事項を記入し、申告されるようお願いいたします。

- ◇日時 2月25日～27日 9時～16時
 - ◇場所 役場東別館第二会議室
 - ◇持参するもの 印鑑、国民健康保険領収書、国民年金手帳、生命保険支払証明書、医療費支払書など
- 農業所得の計算も同じ日程で行います。

十二月三十一日までに、床面積が百六十五平方メートル（昭和四十八年以前に新築したものは百二十平方メートル）以下の住宅を新築したり、新築住宅を購入して、六ヶ月以内に居住した年以降三年間

修学費と償還

修学費	月額		償還
	期	額	
修学費	公私立高校	4,000円以内	卒業後六ヶ月以内
	国・公立・私立高専1.2.3年	5,000円以内	
	国・公立・私立高専4.5年	8,000円以内	
	国・公立・短大	6,000円以内	
	私立短大	9,000円以内	
	国・公立大学	6,000円以内	
学金	私立大学	11,000円以内	月賦償還のこと 毎月貸付け月額以上の金額を
	高校・高専	27,000円以内	
	自宅通学の場合	20,000円以内	
	大学	40,000円以内	
自宅通学の場合	27,000円以内		

なお洋裁学院、看護学院、職業訓練学校は技能習得費の貸付け制度があります(ただし利子を若干とられます)



学資に困っているかたに
修学資金を貸付けます

県では、学資に困っているかたに修学資金の貸付けを行っています。これは、昭和五十一年に高等学校、高等専門学校、公立・私立短

期大学、公立・私立大学に進学を予定されているかた、または、現在在学中で学資に困っているかたが利用できる貸付制度です。ただし、他の奨学資金を借りているかたは、二重に借りられませんのでご注意ください。
◇貸付対象者 低所得世帯(例、父親四十歳、母親三十五歳、十四歳と九歳の子の家族四人の世帯で、一カ月十三万四千円以下の所得の世帯)、母子世帯、被保護世帯に属する者の就学者に對して貸付けます。

◇修学資金の種類
就学支度費、修学費(どちらも無利子です)
。母子福祉資金
貸付の申込み月は二月と三月です。役場老人児童課に申込みください。
。世帯更生資金
貸付けの申込みは二月と三月です。水巻町社会福祉協議会に申込みください。
。就学支度費
(母子福祉資金)
。世帯更生資金
(は、どちらも二月、三月に申

込まれたかたに限りません。
。申込みは、申込みことのできるその月の二十五日までとし、特別に事情のない限りその他の月の貸付けはしません。

ガス供給規程 設定認可の説明会

福岡通商産業局では、高松ガス株式会社から申請のあったガス供給規程の設定の認可に関する公聴会を、次のとおり行います。

これは、一月二十七日の官報に告示されていますが、公聴会に出席して意見を述べられたいかたは、住所・氏名・職業及び、意見の概要を記載した福岡通商産業局

長あての公聴会参加届けを、二月二十八日までに通産局公益事業課(福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一)に提出してください。

なお、公聴会の手続き、その他のおたずねは公益事業課(☎092・431・1301内線5211)へ。

◇日時 3月10日 10時から
◇場所 水巻町民会館

一級、二級土木施工管理技士特別講習会

中小企業振興協会では次のとおり一級および二級の土木施工管理技士養成特別講習会を開きます。

◇日程
一級土木
。2月14日 一般土木、3月15日 専門土木、4月5日 法規、5月3日 管理、6月3日 特別講習(時間はいずれも10時~17時)
二級土木
。2月13日 一般土木、3月14日 専門土木、4月4日 法規、5月2日 管理、6月2日 特別講習(時間はいずれも10時~17時)

二級建築士養成特別講習会

中小企業振興協会では、次のとおり二級建築士養成特別講習会を開きます。

◇日程
。2月12日 建築計画、3月13日 建築施工、4月3日 建築法規、5月1日 建築構造、6月1日 設計製図(時間はいずれも10時~17時)

◇会場 小倉北区箱屋町十三ノ一 毎日西部会館

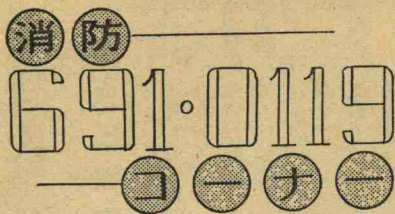
申込み方法などくわしいことは、役場建設課庶務係におたずねください。

防犯標語と防犯川柳を募集

◇課題 盗難予防、暴力追放、少年の非行化防止を内容とするもの。
◇応募資格 福岡県内に居住または勤務する者に限る。男女、年齢を問わない。
◇応募方法はがき一枚に標語または川柳三句以内を記入し、住所、氏名を明記。
◇送り先 福岡市中央区天神二丁目一ノ一福岡県警察本部内、福岡県防犯協会連合会
◇審査 主催者が関係権威者に委嘱して行う。
◇発表 「防犯ふくおか」四月号および四月月上旬の各主要新聞に依頼して行う。

水道の中止・開始の届出には必ず印鑑と領収書を

町内に転入されたかた、また転出されるかたは、必ず役場水道課に水道の開始または中止の届出をされるようお願いします。
なお、この届けをされる際には必ず印鑑を持参ください。また、中止には、最後に支払われた領収書も持参ください。



避難の方法と心得



最近の建築物の構造は防火的になり、避難施設や避難器具が設けられています。しかし、だからといって人命の安全が確保されているとは限りません。

日頃から施設や器具の点検整備につとめ、また避難訓練の積み重ねが大切です。

また、一般家庭では、深夜の寝入りの火災は発見が遅れ、体の自由がきかないところから避難の時期を失い、煙にまかれて焼死するといったことも起きます。

日頃から次のことに十分注意して、家族で火災を想定した避難訓練をしましょう。

- 1. いつも2方向の避難を考えておく。
2. 2階にはロープ、縄ばしごなど避難器具を用意する。
3. 避難路には物品を置かない。
4. 幼児、老人、病人は避難しやすい所にやすませる。
5. デパートに行った場合は、避難施設と避難路を確認する。

火災の通報は 691・0119

緊急以外は 09329・3・1231

火災発生場所の問い合わせなど緊急でない場合は 電話 09329・3・1231 (遠賀郡消防署一般加入電話) お願いします。

なお、火災・救急の通報は 691・0119へ (水巻町内からのみ)

差別のない明るい町を

同和問題を正しく認識しよう

(同対審答申から)

産業・職業に関する対策

同和地区の産業・職業状態をみると、まさにわが国産業経済の二重構造へ最低辺を形成している。これら同和地区の産業は、歴史的、社会的制約により日陰の存在としてわが国の経済発展からとり残されているのであるが、それはまた、わが国経済の高度成長を阻害する制約ともなっていることは見逃せない。とくに注目しなければならぬことは、同和地区住民は不当な差別により就職の機会均等が完全に保障されていないため、近代産業から締め出され、いわゆる停滞的過剰人口が同和地区に数

多く滞留していることである。それゆえ、地区住民の生活はつねに不安定であり、経済的、文化的水準はきわめて低い。

これは差別の結果であるが、同時にまた、それが差別を助長し再生産する原因でもある。かくて、同和問題の根本的解決をはかる政策の中心的課題の一つとしては、同和地区の産業・職業問題を解決し、地区住民の経済的・文化的水準の向上を保障する経済的基礎を確立することが必要である。以上の見地に立つとき、同和対策としての産業・職業に対する対策の基本的方向と目標は、次のごとくでなければならない。

- ① 同和地区のような経済的基盤の劣弱な後進地区では、社会開発と経済開発を併行的に行うか、あるいは、社会開発を経済開発に先行させる必要がある。すなわち、同和地区の非近代的な社会経済構造を改革して近代的な地域社会を建設する目標の下に経済開発計画と関連させて地区住民の生活、文化、福祉の向上をはかる諸施策を積極的に実施し、地区の経済開発を推進する方向で地区の整備を行うこと。
② 同和地区には多数の停滞的過剰人口が滞留しているが、さらに経済の高度成長の過程で地区の産業の衰退に伴う失業者、転廃業者

農業委員会委員 選挙人名簿の縦覧

水巻町選挙管理委員会では昭和五十一年一月一日現在で申請のあった、農業委員会委員選挙人名簿登載申請書に基づいて作成された、選挙人名簿を次のとおり縦覧します。
◇期間 51年2月23日から 51年3月8日まで
◇時間 午前8時30分から 午後5時まで
◇場所 役場住民課(水巻町選挙管理委員会事務局)受け付けに申し出てください。

消火器の購入は メーカーを確認して

最近各地で、「一般家庭でも消火器を数本取付けなければならない」などといって、消火器を無理に買わせる悪質な押売り販売が起きています。消防署では火災予防のためにも、消火器を各家庭にも設置するように指導していますが、法的には一般家庭での消火器の設置義務はありません。購入するときは、次のことに注意して買うようにしましょう。(1) 消火器のメーカー及び、国家検定品であるかを調べてから買ってください。(2) 販売者が消防設備士会の会員であるか、調べてください。(郡内の業者は、中間・遠賀地区消防設備士会に入っています)

高血圧教室

◇日時 2月18日 9時30分～11時30分

◇会場 遠賀保健所

◇内容 成人病検診(血圧測定、検尿、健康相談、個人指導)

◇料金 無料

母子保健相談

◇日時 2月20日 9時30分～11時30分

◇会場 吉田団地公民館

◇内容 乳児(身長・体重測定、育児相談指導)、母親(家族計画相談指導)

◎家族計画や相談は、必要があれば自宅に伺います。役場厚生

課衛生係に連絡ください。

宅地建物取引きの無料相談所を開設

県は、次のとおり宅地建物取引きに関する無料相談所を開きます。気軽にご利用ください。

◇日時 2月20日～21日 10時～17時

◇場所 八幡井筒屋五階ハウジング

◇相談員 弁護士、税理士、司法書士、県建築部、市役所職員

中間・遠賀地区清掃協議会 従業員を募集

◎職種と募集人員
・運転手 若干名

お知らせ

・作業員 若干名
・女子事務員 若干名

◎給与

・運転手 十六万円
・作業員 十三万五千円
・女子事務員 六万五千円～七万円
賞与年二回、昇給年一回、各種保険有

希望されるかたは、面接日を通知しますので、左記のとこりに履歴書一通を郵送してください。

◎問合せ先 遠賀郡芦屋町粟屋。

(旬協和清掃工業内) ☎093・23・0402

福岡県立学校実習助手 寮母採用候補者の試験

県教育委員会は、県立学校実習助手・寮母の採用候補者選考試験を行います。

これは、県立学校の実習助手、県立盲学校、聾学校及び養護学校の寮母を採用するときの選考資料として、志願者の人物・教養などを審査することを目的として行います。

◇受験資格 実習助手は昭和21年4月2日以降出生の者、寮母は昭和16年4月2日以降出生の者
◇学科と採用予定人員
実習助手 商業科(若干名)、家庭科(若干名)、工業科(若干名)、農業科(若干名)、寮業科(一名)、理療科(一名)、理科(若干名)
寮母 若干名
◇試験日と場所
・2月26日、福岡市西区西新6丁目1番10号、県立修猷館高校
◇願書受付期間 2月12日から2月18日まで、福岡県教育庁指導第一部指導第一課県立学校係で受け付けます。

その他くわしいことは、水巻町教育委員会(☎691・0403)におたずねください。

2月のし尿汲取予定日

- 2日 頃末、猪熊
- 3日 頃末、伊左座、立屋敷、猪熊
- 4日 唐熊県住、吉田片山、ヌメリ石、吉田本村車返、猪熊
- 5日 鯉口、御輪地、車返、樋口
- 6日 吉田垣添、中央区、高松区、三ツ頭区、樋口
- 7日 中央区、緑風園、高松区、三ツ頭区、猪熊
- 9日 吉田月夜待、吉田川端商店通、頃末(15・18・25区)、頃末(6・11・14区)
- 10日 吉田県道筋、吉田大橋、頃末(6・11・14区)
- 12日 二町住、下二町住、樋口卯月、古賀
- 13日 宮ノ下、机、頃末(6・11・14区)
- 14日 机社宅、頃末(6・11・14区)
- 16日 吉田団地
- 17日 吉田団地、頃末(15・18・25区)、松栄荘美吉野、猪熊
- 18日 吉田団地、頃末(15・18・25区)、松栄荘美吉野、頃末(6・11・14区)
- 19日 伊左座、吉田本村、二、下二、頃末(15、18、25区)、松栄荘、美吉野、樋口
- 20日 猪熊町住
- 21日 古賀県住
- 23日 みずほ、古賀区
- 24日 みずほ、梅ノ木区、古賀区
- 25日 幼稚園通り、梅ノ木区、古賀区
- 26日 幼稚園通り、梅ノ木区、鯉口区
- 27日 猪熊、古賀、樋口、鯉口区
- 28日 猪熊、古賀、樋口、机、鯉口区

日曜在宅医

2月15日	中村医院	内・児科	下二	691・5820
22日	有留医院	内・児科	吉田	691・1394
29日	長谷川医院	眼 科	樋口	691・1017
3月7日	伊藤医院	皮膚科	頃末	691・0527

診察時間は9時から17時、原則として往診はしません。